

# 美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例の一部改正（案） に関するパブリック・コメント結果

## 1.パブリック・コメント結果概要

(1) 内 容	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例の一部改正（案）について
(2) 募 集 期 間	令和7年1月9日（木）から令和7年1月30日（木）まで
(3) 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に住所を有する方</li><li>・市内に事務所又は事業所を有する方</li><li>・市内に存する事務所又は事業所に勤務する方</li><li>・市内に存する学校に在学する方</li><li>・公表する事案「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例の一部改正（案）に利害関係を有する方</li></ul>
(4) 公表した資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例の一部改正（案）について</li><li>・美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例</li></ul>
(5) 意見提出者数	2名

## 2.提出された意見及び意見に対する市の考え

	意見の内容	市の考え・対応	修正の有無
1	<p>条例内では一概に「女性」とひとまとめにされていますが、年齢、就業状況、家族構成、ライフステージ等で女性の役割や求める支援等は異なると思います。20代の独身女性と20代の子育て中の女性、そして60代の女性など、「女性」は千差万別だと思うのですが、今回の条例の改正案はどの女性を対象としたものなのか、具体的に明示していただきたいです。（おそらく就労中、または就労検討中の女性なのでしょうが）</p> <p>また、第3章の17条の(2)はなぜ女性限定の支援なのでしょう？「男女共同参画」なのですから、男性の支援もしなければ逆差別になると思います。</p>	<p>条例内の対象は、全ての女性が対象になります。</p> <p>この度の条例改正は、国が制定する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を受け、市民に身近である市において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であり、女性の職場生活における性別の不均衡の改善など働きやすい職場環境の整備に取り組むこと及び女性の起業家を増やすことは、男女共同参画社会の実現に向け必要であると考えています。</p>	無
2	<p>地方創生が謳った人口減少については男性も女性も全ての方を対象に、住みやすく輝ける街を目指し形成しているかと思います。今回は第9条で女性が輝く場所というテーマを売ったという理解はあります。ただ現在●●テレビのガバナンスやコンプライアンスの重要性が必要とする中で、それに関しても何も記載がない。</p> <p>また今回の今期までのプランでは、オリンピックの際に多様性という言葉や、あえて女性ということを消去した理由は、輝く必要があるまたは権利があるすべての人々の住みやすい街や働きやすい環境において、次回の課題として今回のタイミングで変更しなくてもいいのではないかと考える。</p> <p>現状は最低賃金が最低にも満たない岡山県美作市であって、仕事のプライドやクオリティへのブラッシュアップなどもっと違うところに力を入れているかといけないと素人でも思う。それは消費者は素人です。素人でもわかる</p>	<p>この条例につきましては、男女共同参画社会の実現のために定める基本理念等の基本的な骨格を定めており、施策等の具体的な取り組みについては、基本計画で検討していきたいと考えています。</p> <p>条例改正の時期につきましては、すでに国が取り組む政策について、市民に身近である市も連携し取り組むことが重要であり、令和7年3月議会に上程する予定としています。</p> <p>オンブズパーソンズ制度の導入につきましては、市民からの多様な声を反映し、行政の透明性を向上させることによ</p>	無

ように、商業は衰退していることから丸投げであることに恐怖を感じる。女性支援というと、商品・商売になって女性搾取されるシーンが多くあり、使い捨て的な扱いをされて、人権侵害が実際にある。

総合相談に話せと言われても、あるのはよろず相談で心を和ませるものと言う声が聞かれていて、そのもの問題解決・回避には程遠いものであるのが現状でもある。

そして相談をしても上手く言いくるめられて、諦めるような利害関係の中で、それがすすめられている。常に風通しが悪く、二言目には忙しいし大変よと言う職員に、他にはオープンに出来ないセンシティブな案件を話せないと苦悩している。

今、●●テレビであったトラブルでも問題になったような、女性を応援する際には専門家が対応するようなオンブズパーソンズ制度や、ガバナンスにおけるトラブル解決や女性のサポートにはそういった相談室や利害関係性のない状態での相談が、できる環境は現行なくても設置するのは世論からしても重要だと考える。今まで女性が活躍する場所を逃して、やっと見つけた人たちが一生懸命でいけない事に進んでしまい、事件や事故につながるケースも●●県の県知事でトラブルになった女性支援団体のPR会社でもその例に過ぎないと思う。

そして相談をしても上手く言いくるめられて、諦めるような利害関係の中で、それがすすめられている。常に風通しが悪く、二言目には忙しいし大変よと言う職員に、他にはオープンに出来ないセンシティブな案件を話せないと苦悩している声が寄せられている。今期のプラン策定の際には、目立たなかった女性の輝かしいと言う文言に関しても、前者で述べたように現在●●テレビでの事例は、良くない事例の風通しの悪い案件だ。

多様性という言葉はLGBTQ+だけのことでなく、いろんな立場の人たち・場所・事を含めた全てへの括りであり、今は女性という括りに関して経験から養成したかった。もちろん、パートナー・ファミリーシップでは同じよう

り、市政への信頼をさらに高めることが期待されるため、本制度の導入可否について、多角的な観点から市全体で検討していく必要があると考えており、今回の条例改正には、記載していません。

また、相談体制等につきましては、本条例第11条、第17条第2号及び第20条第2号に記載しています。

「えるぼし認定」につきましては、厚生労働省が雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するための認定制度の1つであり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定制度であります。「えるぼし」で検索していただきますと厚生労働省のホームページ等が紹介されます。

なお、民間放送局や某県知事選挙に係る事案を例示されていますが、当方では正確な情報を持ち合わせておりませんので、関連するご意見等については回答を控えさせていただきます。

に相談室が月に一度でも、場所を設けてほしいと言ったが、岡山県にあるから美作市では必要ないという事だったが、岡山県の相談は美作市の相談にはならない。実態が見えないことに背を向けた内容を考えると、全てにおいて世界に背を向けている状況であることも目に見えている。連ドラがあったように戦後の女性に関する環境は、何にも変わりません。そして女性が華やかにするために仕事をするわけでもありません。市職員にも市職員が学ばないと、パートナーシップはできませんと言われましたが、今回の件に関しても『今ですか?』という話です。

今回の追加案件は次回のプランの際にその場にいる審議委員を踏まえた(世代を変えてもいいと思う)開かれた会で変更したほうがいいと思う。時間をかけて出来レースではなく真偽をしっかりとったほうがいい。性別を特定して輝く街を生み出すことが、本当に必要ですか?それは女性ではなく性別関係なく、誰もが輝かないとまらない人口減少が長く課題を持つ町の条例だと思えば、考えている人たちもブラッシュアップしていかないといけないかと思えます。

またパートナーシップ・ファミリーシップに関しても少し足さないとならない状況があると聞いていますが、それこそ表明してほしいですね。

ちなみに市民レベルでネットでえるぼしを検索しても出てきません。なので今回の変更事案に関してのジャッジはできません。また美作市商工会のスタートアップ支援に関しては年齢制限があり、現在のスターター支援では全国的に65歳以上の支援がほとんどであるというデータもあります。エルボシという認定の内容を検索しても、上がってきません。なので精査しようにもならない時点で、これは入れたほうがいいとか、ジャッジもできません。このタイミングでガバナンス・コンプライアンスなど考えた上で商業も踏まえて、進めたほうがいいと思う。